

収入保険加入者の皆様へ

お忘れではないですか？

作付面積や作物を変更した通知

お手元の保険証書に添付されている**営農計画書**の内容に変更がある場合は農作物等の作付け後 **1か月以内**に通知してください。

事故が発生した際の通知



収入が減収する事故（被害）が発生した際は**遅滞なく**通知してください。

※価格低下等の目に見えない事故の通知も忘れないで！！

「遅滞なく」とは：現地確認等により被害を確認できる状態が保持されている期間となります。

通知が遅れた場合は保険金等の支払が免責となり減額されますのでご注意ください。

※従来から、規程等により、営農計画の変更通知や事故発生通知の遅れは免責とされており、令和7年契約より厳格に運用されます。

ご連絡は管轄のグループへお願いします

○南加賀グループ（本所別館）
（加賀市・小松市・能美市・川北町）
☎ 076-239-2355

○能登グループ（本所別館）
（羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町）
☎ 076-239-2455

○石川中央グループ（本所別館）
（金沢市・白山市・野々市市・かほく市・津幡町・内灘町）
☎ 076-239-2555

○能登グループ（奥能登支所）
（七尾市・輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）
☎ 0768-76-2251

こちらのQRコードのお問い合わせ
フォームから通知できます

